

令和3年4月27日

記者発表

新型コロナウイルス感染症の軽症患者を対象とした宿泊療養の開始について

新型コロナウイルス感染症患者が急増し、病床の使用率が高くなっているため、軽症者や無症状者を対象とした宿泊療養を開始します。

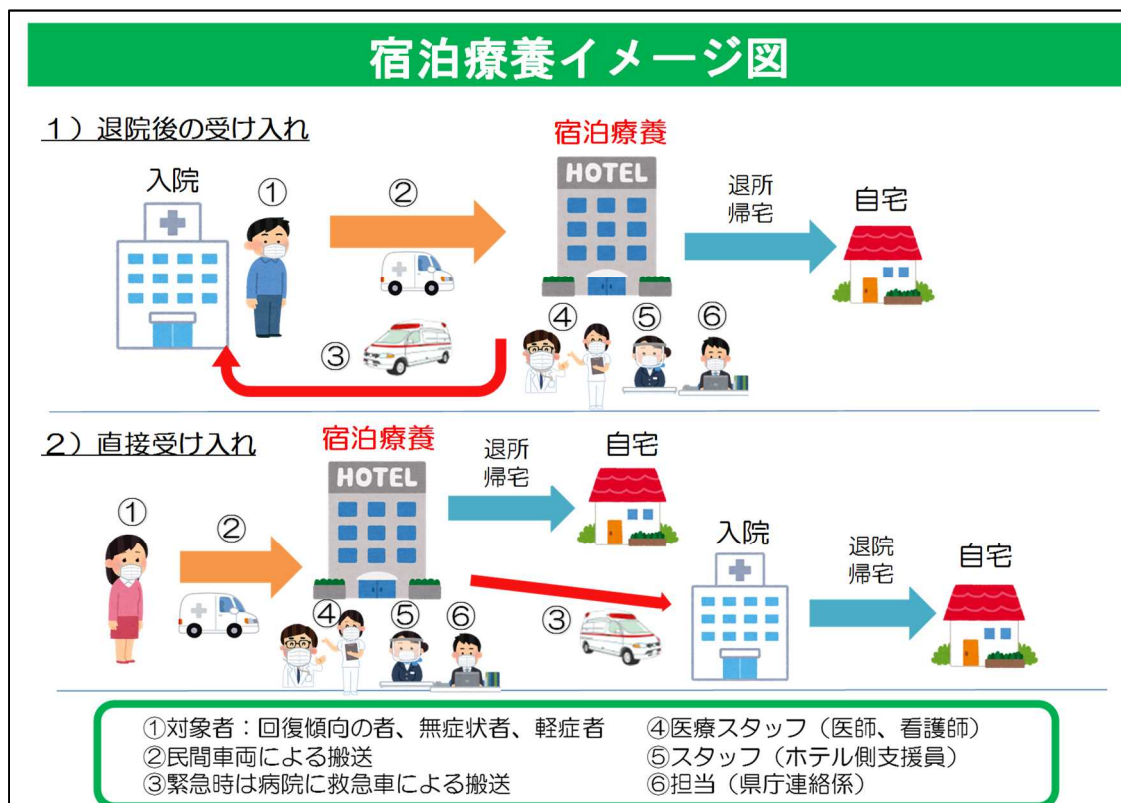
【実施施設】 ホテルいとう（137室） 岩出市宮83

【実施期間】 令和3年5月1日（土）～令和3年7月31日（土）

※状況により延長の可能性あり

【宿泊療養の対象とする者】

- (1) 病院で入院している患者のうち、発症後5日～7日経過して無症状・軽症であり、医師が宿泊療養可能と認めた者
- (2) 原則、10代、20代の無症状・軽症者のうち、医師又は保健所長が宿泊療養可能と認めた者



県民の皆様には、感染の拡大が極めて深刻な状況にあることをご認識いただき、引き続き感染防止にご協力をお願いします。

なお、療養される方やその家族の方等へのプライバシーについては十分に配慮した対応をお願いします。

健康推進課 担当：池尻、米田
内線 2655

宿泊療養の対応について

(令和3年4月27日現在)

【①病院退院後に宿泊療養する場合】

※対象者は65歳未満で重症化の恐れが少なくと入院医療機関の医師が判断した者

1) 無症状で経過した場合

- 検体採取日（陽性と確定した採取日）から5日間経過した場合、退院
- 検体採取日から10日間経過した場合、宿泊療養終了

0日	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日
検体採取	(陽性)				退院	ホテル				ホテル退所

2) 有症状者の場合

- 原則、発症後7日経過し、症状が軽快した者で、医師が退院可能と認めた場合、退院
- 発症日から10日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過した場合、宿泊療養終了

0日	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日
発症						..	退院 症状軽快	ホテル		ホテル終了

24時間 24時間 24時間

0日	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	..	X日	X+1日	X+2日	X+3日
発症				退院 症状軽快	ホテル			..	症状 軽快			ホテル 終了

↑
発症後7日経過し、医師が退院可能と認めた場合、宿泊療養へ

24時間 24時間 24時間

宿泊療養の対応について

(令和3年4月27日現在)

【②自宅から宿泊療養する場合】

- 原則、10代、20代の者で一人で入所可能な者 ※今後の状況で対象者は変更がありうる
- 周囲に感染を広げないための留意点を遵守することが可能な者
- 症状：無症状又は軽症

※軽症とは入所前の経過で発熱が37.5度未満かつ上気道炎症状や味覚・嗅覚異常など軽微な症状の者

- 重症化のおそれがある基礎疾患を有していない者
- 妊娠していることが明らかでない者
- 診察医又は保健所長が宿泊療養が可能と判断した者

1) 無症状で経過した場合

- 検体採取日（陽性と確定した採取日）から10日間経過した場合、宿泊療養終了

0日	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日
検体採取	(陽性)									ホテル終了

2) 有症状者の場合

- 発症日から10日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過した場合、宿泊療養終了

0日	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日
発症						..	症状軽快			ホテル終了



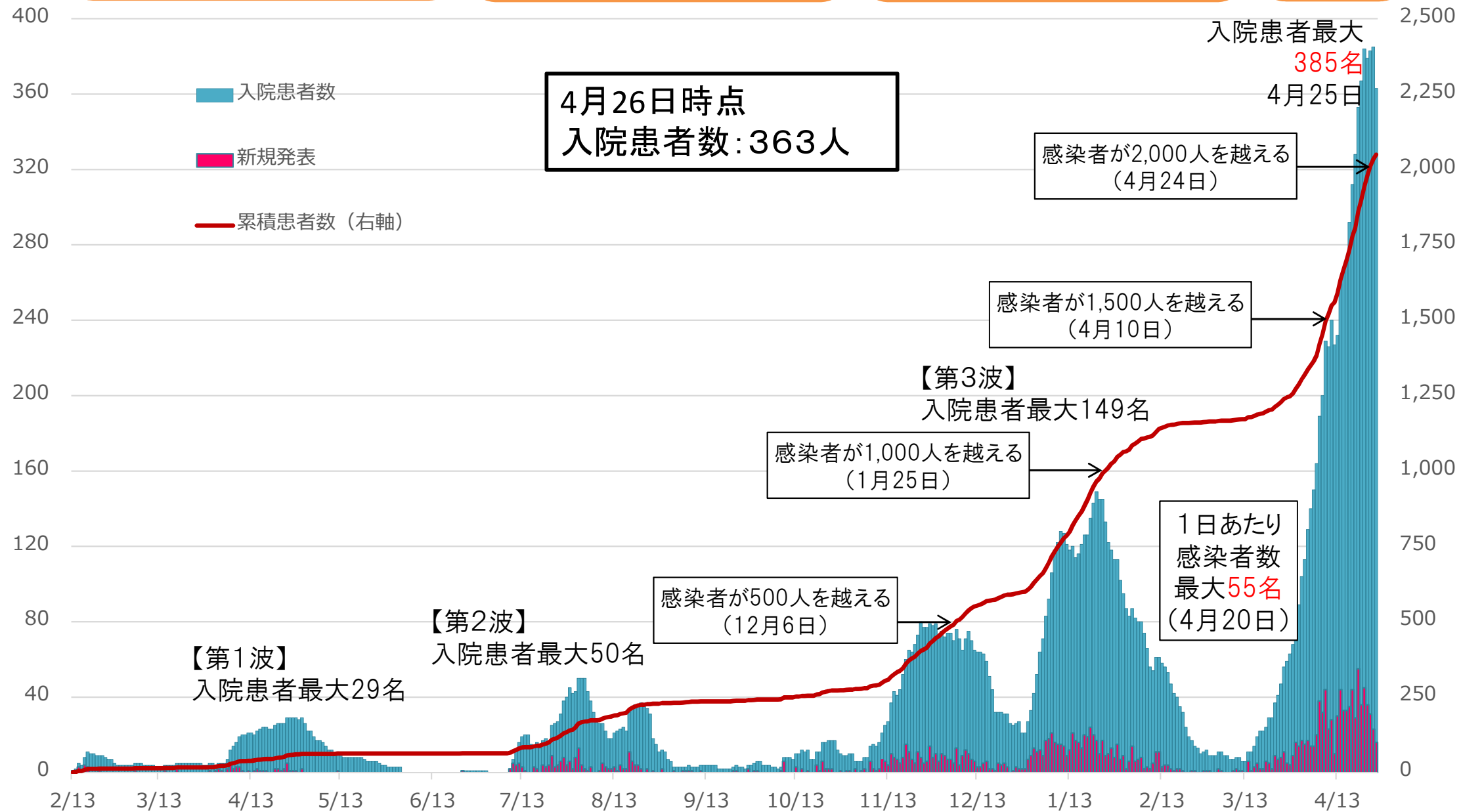
和歌山県内の新型コロナウイルス感染症 感染動向の推移

第1波

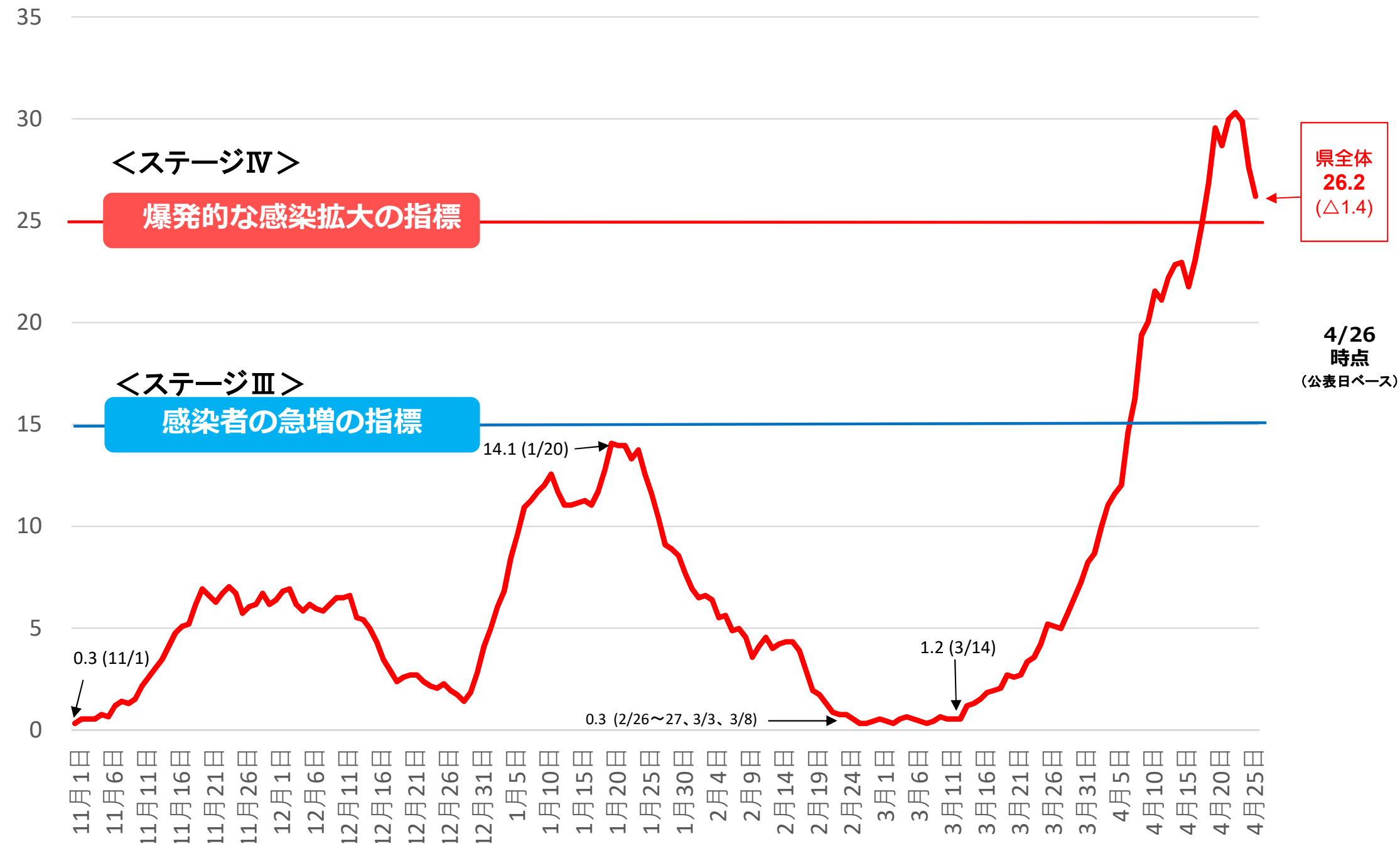
第2波

第3波

第4波



県内の感染者数の推移 (1週間・人口10万人あたり)



県民の皆様へのお願い（令和3年4月24日）

- ・ 特に感染が拡大している地域に出かけての会食や接待を伴った飲食をしない
- ・ 遅くまで集団で会食・宿泊をしない
◇ ◇
- ・ **カラオケ・ダンス等の大規模な催しへの参加を控える**
- ・ 医療・福祉施設の職員は家族以外との会食を控える
◇ ◇
- ・ 症状が出れば通勤通学を控えて直ちにクリニックを受診
- ・ 事業所では発熱チェック
- ・ 病院・福祉施設サービスは特に注意
◇ ◇
- ・ 各事業所で感染拡大予防ガイドラインを遵守
- ・ 職場内でもマスクの着用を徹底する
- ・ **在宅勤務（テレワーク）の積極的な活用を**
◇ ◇
- ・ 濃厚接触者は陰性でもさらに注意
- ・ 医療機関は、まずコロナを疑う

【特に今、お願いしたい項目】

- ・ **不要不急の外出を控える（令和3年5月11日まで）**
- ・ **和歌山市内の飲食店の営業時間は、午後9時まで（令和3年5月11日まで）**
- ・ 家族以外とのカラオケを控える
- ・ 大阪府、兵庫県、京都府、東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、愛知県、宮城県、愛媛県、沖縄県への不要不急の外出を控える
期間：政府対策本部が「緊急事態措置を実施すべき区域」等を指定している期間
- ・ 感染防止策が徹底されないイベントの開催の延期・自粛
大規模集客施設・小売店での催物・バーゲン等は延期・自粛
- ・ 学校の部活動の制限について
全国・近畿大会につながる大会は、原則、実施
それ以外は、原則、延期または中止
感染防止対策に応じて活動内容の制限を設けて練習